

法人市民税のよくあるお問い合わせ（Q&A）

お問い合わせ一覧

- Q 1 法人を新しく設置した場合の手続きについて知りたいのですが。
- Q 2 どのような場合に法人設立等異動申告書の提出が必要ですか。
- Q 3 休業している場合にも均等割の申告は必要ですか。
- Q 4 登記上の本店所在地は鈴鹿市ですが、事業所は他市にあり、鈴鹿市では営業活動をしていません。その場合申告はどうなりますか。
- Q 5 法人市民税には過少申告加算税、重加算税はありますか。
- Q 6 法人税に修正があった場合、法人市民税の税額に影響がなくても修正申告は必要ですか。
- Q 7 更正の請求とは何ですか。修正申告とは違うのですか。
- Q 8 従業者にアルバイトは含まれますか。また、従業者数の計算方法を教えてください。

Q 1 法人を新しく設置した場合の手続きについて知りたいのですが。

A 法人を設立したときには、「法人設立等異動申告書」を提出してください。
鈴鹿市に「法人設立等異動申告書」を提出する際は、法務局が発行する登記簿謄本（履歴事項全部証明書）と、定款等（いずれもコピー可）を添付してください。
市民税課窓口へ持参もしくは郵送等により提出してください。

■届出用紙の入手方法

鈴鹿市の「法人設立等異動申告書」は次の3つの方法で入手できます。

1 インターネットで

鈴鹿市のホームページから様式をダウンロードすることができます。
なお、PDFファイルでの配布となっています。

2 郵送で

市民税課にご連絡いただければ、郵送します。
なお、到着するまで数日かかりますので、必要の際はお早めにご連絡ください。

3 窓口で

各様式が市民税課にありますので、ご来庁ください。

Q 2 どのような場合に法人設立等異動申告書の提出が必要ですか。

A 設立・設置等で市内に初めて事業所等を置かれる場合の他、既にご提出いただいた法人設立等異動申告書の内容に変更が生じた場合に提出が必要です。詳しい項目は法人設立等異動申告書の様式をご覧ください。

Q 3 休業している場合にも均等割の申告は必要ですか。

A 休業していて営業活動がない場合であっても、清算終了の登記を行うまでは原則均等割の申告は必要です。
休業法人に対する均等割の課税については市町村によって取扱いが異なるため、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

Q 4 登記上の本店所在地は鈴鹿市ですが、事業所は他市にあり、鈴鹿市では営業活動をしていません。その場合申告はどうなりますか。

A 鈴鹿市に事務所等が無く、営業活動をしていなければ届出、申告ともに必要ありません。事業所がある市町村に申告をしてください。

Q 5 法人市民税には過少申告加算税、重加算税はありますか。

A ありません。ただし、期限を過ぎても納付がなされなかった場合には、その期間に応じた延滞金がかかります。

Q 6 法人税に修正があった場合、法人市民税の税額に影響がなくても修正申告は必要ですか。

A 必要です。修正があったことを記録しますので、お手数ですが修正申告をお願いします。

Q 7 更正の請求とは何ですか。修正申告とは違うのですか。

A 更正の請求は、納税義務者が自己の申告に係る税額が過大であることを知った場合に、課税庁に対して減額更正を求める行為です。一方、修正申告は申告した金額が過少であることが判明した場合に税額を修正する申告で、税額を増加させる場合に申告します。

更正の請求を行う場合には、更正の請求書（第10号の4様式）を市民税課までご提出ください。ただし、法人税の更正に基づき更正の請求を行う場合には、法人税の更正通知書の写しを添付してください。

■届出用紙の入手方法

更正の請求書（第10号の4様式）は次の3つの方法で入手できます。

1 インターネットで

鈴鹿市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

2 郵送で

市民税課にご連絡いただければ、郵送します。

なお、到着するまで数日かかりますので、必要の際はお早めにご連絡ください。

3 窓口で

各様式が市民税課にありますので、ご来庁ください。

Q 8 従業者にアルバイトは含まれますか。また、従業者数の計算方法を教えてください。

A 法人市民税における従業者とは、その法人から俸給・給料・賃金・手当・賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受ける者をいいます。よって、その法人から給与支払いを受けるアルバイトは従業者に含まれます。

また、均等割の税率区分で使用される従業者数に関して、アルバイト等（アルバイト、パートタイマー、日雇者）の数については、計算の特例が認められており、算定期間の末日を含む直前一月のアルバイト等の総勤務時間数を170で割った数を適用することができます。（端数切り上げ）

なお、法人税割の分割基準における従業者数の計算については、この方法による計算はできませんのでご注意ください。詳しくは市民税課までお問い合わせください。